

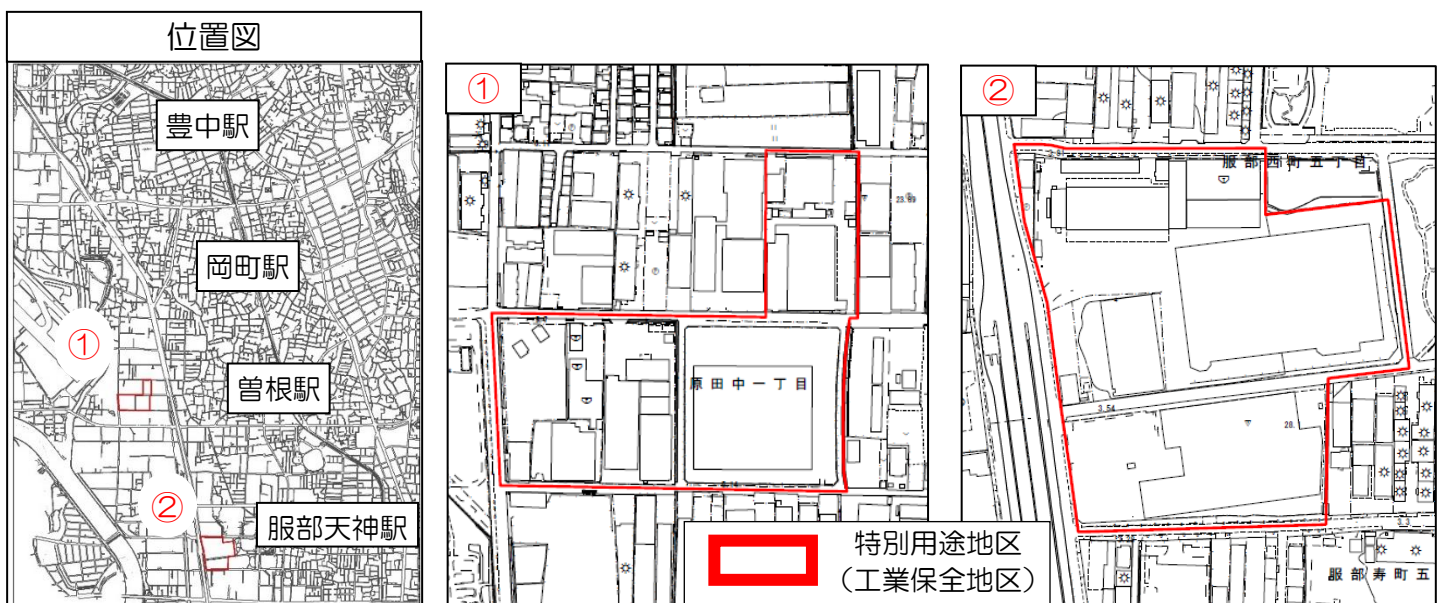
※このパンフレットは「特別用途地区(工業保全地区)」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

# 特別用途地区(工業保全地区)

## 1. 背景と目的

市では産業振興に向けた取り組みとして、安定した操業環境の維持・形成を図るため、産業誘導区域を設定しています。その取り組みをさらに進めるため、産業誘導区域の中で住宅がほとんど立地しておらず事業所の集積を誘導する区域を「重点エリア」と設定し、支援制度の拡充を行うとともに、土地利用規制として都市計画で特別用途地区の指定を行いました。

この地区では建築基準法に基づく条例により建築が制限されます。



## 2. 特別用途地区(工業保全地区)の制限内容

住宅等(下記)の建築が制限されます。ただし、従前と同一用途での建替えは可能です。

- (1) 住宅
- (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

## 3. 支援制度の内容

事業者への支援制度である「企業立地促進奨励金」と、地権者等への支援制度である「産業利用補助金」を拡充しました。

(問い合わせ先)

都市計画について・・・都市計画課都市計画係(第2庁舎4階)

支援制度について・・・産業振興課(第1庁舎5階)